

令和8年度「取消処分者講習指導員専科教養」及び「運転免許技能試験官専科教養」に係る実技研修の受託可能機関等の募集について

警察庁交通局運転免許課

警察庁では、令和8年度に行うみだしの専科教養を計画しております。当該専科教養においては、自動車を使用した実技研修を研修機関に委託して行っておりますが、このたび、令和8年度に行う専科教養の研修機関を選定するにあたり、実技研修の実施が可能な研修機関等を募集させていただきますので、以下の要項等に従い応募していただきますようお願いいたします。

1 専科教養の概要

(1) 取消処分者講習指導員専科教養

運転免許試験場や運転免許センター等において取消処分者講習に関する業務を現に担当又は将来担当することを予定している警察職員に対して、取消処分者講習に関する高度な専門的知識や技能、普通自動車及び普通自動二輪車に関する高度な運転技能、また、新規取消処分者講習指導員に対する指導方法を習得させるもの。

研修は、令和8年11月16日（月）から11月20日（金）までの5日間実施し、研修生は約51名の予定です。

(2) 運転免許技能試験官専科教養

運転免許試験場や運転免許センター等において運転免許技能試験業務に現在従事している運転免許技能試験官に対して、運転免許技能試験に関する高度な知識や技能、大型貨物自動車、普通自動車及び大型自動二輪車に関する高度な運転技能、また、新規試験官に対する指導技法等を修得させるもの。

研修は、令和8年11月30日（月）から12月4日（金）までの5日間実施し、研修生は約51名の予定です。

2 研修実施に必要な条件

(1) 実務に直結した研修が実施できること

研修の内容、カリキュラム等については、取消処分者講習や運転免許技能試験のそれぞれの実務の実態等を勘案し、高度な技能及び知識が修得できるようなものが求められます。

研修を効果的、効率的に進めるためには、安全運転に係る知識及び技能はもとより取消処分者講習や運転免許技能試験のそれぞれについて精通し、これらの運用に優れた経験及び実績を有する指導員が適正人数（取消処分者講習指導

員専科教養、運転免許技能試験官専科教養共に6名以上)配置されていることが求められます。

(2) 場内試験コース、公道と同様の状態で走行できるコース及び施設等を有すること

取消処分者講習や運転免許技能試験と同様の状態での実際的な研修を行うために、下記の施設と器材を保有していることが必要となります。

ア 取消処分者講習や運転免許技能試験に関する実技研修を行うことができる場内試験コース及び模擬市街路コース(取消処分者講習指導員専科教養においては、普通自動車及び普通自動二輪車、運転免許技能試験官専科教養においては、大型貨物自動車、普通自動車及び大型自動二輪車に対応していること。)

イ 自動車に関する運転知識及び車両特性を習得するため、限界走行、緊急ブレーキ、緊急回避、低ミュー路走行及び高速走行(概ね120km/h)の体験ができるコース(取消処分者講習指導員専科教養においては、普通自動車及び普通自動二輪車、運転免許技能試験官専科教養においては、大型貨物自動車、普通自動車及び大型自動二輪車に対応していること。)

ウ 標準試験車両相当の自動車として、取消処分者講習指導員専科教養においては、普通自動車を10台以上及び排気量300cc以上の普通自動二輪車を30台以上、運転免許技能試験官専科教養においては大型貨物自動車を6台以上、普通乗用自動車を10台以上及び排気量700cc以上の大型自動二輪車を30台以上保有していること(普通自動車及び大型貨物自動車については、補助ブレーキ、補助ミラー等を装着していること。)

エ 運転技能及び知識に関する理論研修を行うための教室等の施設と教育機材については、取消処分者講習指導員専科教養、運転免許技能試験官専科教養共に51名の人数に対応できるもの。

(3) 宿泊施設等を備えていること

研修は全国の都道府県警の警察職員を対象に、5日間の日程で行います。この研修を効果的に実施するため、研修施設には研修生全員(取消処分者講習指導員専科教養、運転免許技能試験官専科教養共に51名)が宿泊できる施設(入浴施設、食堂等)を備えていることが必要です。

3 通知の方法

これらの条件の下で、上記の研修の受託が可能であり、その意向を有する方(研修機関の代表者、若しくは担当者に限ります)は、施設概要等参考となる資料を添えて、令和8年4月3日(金)までに郵送若しくはメールにてご提出下さい。なお、電話による問い合わせ先は下記のとおりですが、研修機関と関係のない個人からの問い合わせや意見等については受け付けておりませんので、あらかじめご了承をお願いします。

【応答宛先】

1 郵送の場合 〒100-8974
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
警察庁交通局運転免許課専科教養担当

2 インターネットの場合 menkyoka@npa.go.jp

【問い合わせ先】

電話：03-3581-0141 交通局運転免許課専科教養担当